

改訂

23/03/22, 13:57

令和5年度事業計画書



みしま乳児保育園
地域子育て支援センターひよこ
一時預かり事業いちご



東保育園
一時預かり事業ひよこ

法人本部 共楽園

養護老人ホーム
デイサービスセンター
在宅介護支援センター
居宅介護支援事業所



社会福祉法人 伊予三島福祉施設協会

令和5年度事業計画書目次

共楽園事業運営の基本方針	P01
養護老人ホーム共楽園	P02
デイサービスセンター共楽園	P05
居宅介護支援事業所共楽園	P08
みしま乳児保育園	P10
地域子育て支援拠点事業（一般型）「ひよこ」	P14
一時預かり事業（一般型）「いちご」	P16
東保育園	P17
一時預かり事業（一般型）「ひよこ」	P21

令和5年度共楽園事業運営の基本方針

養護老人ホームは、高齢者福祉の原点・セーフティネットとして、福祉の最も本質的な部分を担い続けているとともに、少子高齢・人口減少局面にあるわが国において、地域の拠点施設として最も幅広い機能を発揮できる可能性を持っている施設です。今後、養護老人ホームは多様化する利用者、とくに認知症の高齢者、精神障害を持った高齢者に専門職として接していくのが問われる時期に来ており職員のスキルアップと意識向上が必要である。「質の高いサービス」を、組織全体の水準となるよう標準化し、これを実行できる個々の資質向上、人材育成体制の整備を進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防策を徹底しつつ利用者の社会活動への参加を支援し、利用者及び職員の安全を第一に感染症対策を進めていきます。

こうした状況を踏まえて、各関係機関との連携を深めるとともに制度改革に伴う諸問題についての調査、研究を行い、災害時には地域の拠点施設として地域住民に信頼され必要とされる施設運営を目指し事業の展開を図ります。

重点目標

1. 潤いに満ちた、健康で安心できる施設運営に努める。
2. 地域住民・利用者、家族とのコミュニケーションをより一層促進する。
3. 先端情報の把握・共有化推進による処遇の標準化を行い職員の資質向上に努める。
4. 適正かつ安定的な施設の経営管理を行う。
5. リスクマネジメントに対する職員の意識啓発に努める。
6. 新型コロナウイルス感染症予防対策に努める。

養護老人ホーム共楽園
デイサービスセンター共楽園
居宅介護支援事業所共楽園
在宅介護支援センター共楽園

養護老人ホーム共楽園

施設の目的

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

運営の方針

- 1 施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

根拠法：老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号（老人ホームへの入所等）

第 11 条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

1. 65 歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

※特に必要があると認められる場合は、60 歳以上の者についても行なわれ、60 歳未満の者で所定の条件を満たした者についても措置を行なう場合がある。

上記の規定により、共楽園が入所を受託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行なわれる。

（1）環境上の事情（次のア及びイに該当すること）

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（2）経済的事情

- 一 当該 65 歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること
- 二 当該 65 歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税の所得割の額がないこと
- 三 災害その他の事情により当該 65 歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること

令和5年度年間行事予定

養護老人ホーム共楽園

月	行事計画内容	給食行事等	衛生関係
4月	お花見会 買い物会	お花見会（折詰） 残食調査	貯水槽タンク清掃
5月	研修旅行 防火避難訓練	模擬店 残食調査 嗜好調査	調理室下水清掃
6月	土砂災害防災避難訓練 買い物会	残食調査	衛生講習会 ゴキブリ駆除
7月	天理教清掃ボランティア 買い物会	残食調査	調理室換気扇清掃
8月	盆踊り大会 夏祭り見物 買い物会	残食調査	調理室下水清掃 浴槽ろ過ライン洗浄
9月	慰霊祭 敬老会 町民運動会 定期健康診断 レントゲン健診	敬老御祝膳 残食調査	調理室換気扇清掃 浴槽水質検査
10月	研修旅行 地方祭 病弱者遠足 買い物会	残食調査	調理室下水清掃
11月	合同文化祭 インフルエンザ予防接種	芋炊き会 残食調査	衛生講習会 ゴキブリ駆除
12月	クリスマス会 防火避難訓練 買い物会	クリスマス会折詰 ケーキバイキング 残食調査	調理室換気扇清掃
1月	正月（初詣）	鍋物 残食調査	調理室下水清掃
2月	節分（豆まき） バレンタインデー	鍋物 残食調査	調理室換気扇清掃
3月	ひな祭り 買い物会 定期健康診断	模擬店 残食調査	調理室下水清掃 浴槽水質検査

定例行事予定

行事内容	実施時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ケース検討会	毎水曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員会	第2火曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人体操	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歩け歩け運動	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清掃の日	水曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(クラブ活動)													
カラオケ	月曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生け花	第1・3金曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
習字	第1・3火曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レクリエーション	第3木曜日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
創作	クラブのない日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(その他)													
話し合い会	毎月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当番会	毎月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誕生日会	毎月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外食会	毎月1回	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○

※ 外出を伴う行事については、新型コロナウイルス感染症の地域の状況に応じて規模を縮小若しくは中止し、代替行事を実施することとする

デイサービスセンター共楽園

通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

基本方針

要支援・要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身的、精神的負担の軽減を図る。そして、利用者の意思及び人格を尊重することを基本とし、利用者のニーズを的確に把握し、その立場に立ったサービスの提供に努める。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、事業の継続と利用者及び利用者家族が安心してサービスを利用していただけるように環境作りに努める。

職員の資質向上においては、オンライン研修等への参加や施設内研修の定期的な開催に努め、職員個々のスキル・能力の向上を図る。

目指す職員像

1. 常に笑顔を大切に業務に取り組む
2. 利用者・利用者家族の気持ちを理解し、常に利用者本位のサービスを提供できる
3. 支援者としての自覚を持ちセルフコントロールができる
4. 専門性を高め、常に自己研鑽していく
5. 個人情報、プライバシーを尊重し専門職としての秘密保持ができる

重点目標

【短期目標】

1. 職員間の連携を深め、より良いサービスを提供する
2. 介護保険制度を理解し、適切なサービス提供を目指す
3. 専門性を重視し、自己研鑽することで職員個々のスキルアップを図る
4. 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、事業継続を図る

【長期目標】

1. 居宅サービス計画・通所介護計画書を理解した上でサービス提供する

2. 利用者個々の目標を把握し、専門的視点から必要なサービスを提供する
3. 身体拘束ゼロ、人権擁護、個人情報の秘密保持を徹底していく

具体的な施策

1. 通所介護計画に基づいたケアの実践
 - ・利用者一人ひとりの具体的な目標を把握し、サービス提供する
2. ADL機能の強化及び低下予防
 - ・利用者の意欲を引き出せるプログラムの立案と実践を図る
3. 家族介護者との連携
 - ・家族介護者との連絡を密にし、利用者及び利用者家族のニーズの把握、安心と信頼を得られるサービスの提供に努める

営業日及びサービス内容

営業日：月曜日～金曜日

サービス提供時間：9時00分～16時15分の間

休日：土日、国民の祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

対象者：事業対象者、要支援、要介護認定を受けておられる方

- 1日の流れ：
- | | |
|---------|---------------------------|
| ～9:00 | 迎 え |
| 9:00 ～ | バイタルチェック・接茶 |
| 9:30 ～ | 入浴・生活相談・アクティビティ |
| 11:20 ～ | 体操（音楽プログラムを使った体操）
口腔体操 |
| 11:50 ～ | 昼 食 |
| 14:00 ～ | 機能訓練・アクティビティ |
| 15:00 ～ | おやつ |
| 15:15 ～ | カラオケ |
| 16:15 ～ | 送 り |

職員体制

- | | | |
|---------------|------|-----|
| ・管 理 者 | (兼務) | 1 名 |
| ・生活相談員 | (兼務) | 2 名 |
| ・介護職員 | (専従) | 4 名 |
| ・看護職員兼機能訓練指導員 | (兼務) | 2 名 |
| ・栄養士 | (兼務) | 1 名 |
| ・調理員 | (兼務) | 1 名 |

令和5年度 年間行事予定

	行	事	その他行事
4月	お花見、牡丹鑑賞	お誕生日会	
5月	バラ鑑賞		防火避難訓練
6月			土砂災害に対する防災避難訓練
7月	紫陽花鑑賞 夏祭り		
8月	コスモス鑑賞		
9月			
10月	紅葉鑑賞 秋祭り		
11月	芋炊き会		
12月	クリスマス忘年会		防火避難訓練
1月	新年会		
2月	梅鑑賞 節分		
3月	お花見		

※外出を伴う行事については、新型コロナウイルス感染症の地域の状況に応じて、規模を縮小もしくは中止し、代替行事を実施することとする。

【毎月実施プログラム】

カラオケ・ちぎり絵・塗り絵・創作活動・レクリエーション・ゲーム大会
カレンダー作り・体操・口腔体操

令和5年度 職員研修計画

老人福祉施設協議会、愛媛県社会福祉協議会等の開催する研修会（オンライン研修会等）へ積極的に参加する。研修参加者は研修内容を職員会等で他職員へ研修報告する。また、定期的に施設内研修の場を設け、関係法令の理解、介護技術の向上等職員個々のスキルアップを図る。

居宅介護支援事業所 共楽園

基本方針

介護保険の理念に基づき、可能な限り住み慣れた居宅で生活ができるよう、利用者の自立支援、状態の悪化の防止を促進する為に計画的、総合的に支援を継続していく。

目 標

○サービス（事業）および目標

- 1 利用者及び代理人の意向を尊重し、可能な限り自宅において、個々の有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう配慮し、支援を行う。
- 2 利用者及び代理人の選択に基づき、心身の状況や生活環境に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービス・施設サービスなどの多様な事業所との連携を図り居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画を作成し、総合的かつ効果的にサービス提供が行われるよう常に研鑽に努め、支援を行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスなどが特定の種類又は特定のサービス事業所に偏する事のないよう公平・中立の立場を保つ。
- 4 要介護認定の申請などにおいて利用者及び代理人の意思を踏まえ必要な支援及び協力を行う。
- 5 保険者から介護認定調査の委託を受けた場合、公平な調査を行うと共に所要の知識を深めるために常に研鑽に努める。

○人的方針および目標

- 1 介護支援専門員としての資質向上、専門知識、技術向上を図る。
- 2 チームとして働きやすい環境づくりに努める。

○運営管理方針および目標

- 1 運営基準等法令を遵守し、適正な業務運営を行う。

営 業 日

営 業 日：月曜日～金曜日

営 業 時 間：8時00分～17時00分

定 休 日：土日、国民の祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

職 員 体 制

・管理者（介護支援専門員）（常勤兼務） 1 名

事 業 内 容

居宅介護支援事業 介護保険、介護予防・日常生活支援総合関連業務
（ニーズの掘り起こし・申請代行・認定調査・居宅サービス計画作成・モニタリング・サービス担当者会議開催）

令和5年度年間行事予定

月	計画内容	研修会等
4月	介護保険、介護予防・日常生活支援総合関連業務（申請代行・調査・結果確認・ケアプラン作成）	
5月		防火避難訓練
6月		介護支援専門員連絡協議会
7月		認定調査員更新研修
8月		
9月		介護支援専門員専門研修
10月		
11月		介護支援専門員専門研修
12月		防火避難訓練
1月		
2月		
3月		介護支援専門員専門研修

令和5年度 みしま乳児保育園事業計画

1 基本理念

【子どもがまんなか 笑顔いっぱい保育園】

子育ての主人公は親、「子どもがまんなか」を基本に、子どもたちが心身ともに「すくすく・のびのび」と心豊かに育ち、親も子も大きな夢を抱いて「笑顔いっぱい」に過ごせる保育サービスを展開します。

基本方針

- ・乳幼児に対する地域の要望に対応して、乳児の専門性を活かした保育を実践し地域社会から信頼され愛される保育園創りに努めます。
- ・子ども一人一人を大切に、きめ細やかで愛情豊かな保育を行います。
- ・子育ての主役である「保護者や家庭の子育ての力の向上」を支援します。
- ・延長保育事業を行い、保護者のニーズに応じていきます。
- ・保育士の自己研鑽、園内外研修を充実させ、保育の質の向上を図り、全職員が進むべき方向性を一つにしていきます。

2 保育理念

◎子ども一人一人を大切に、子どもの最善の利益を守る。

保育方針

- ・かけがえのない人間として尊重し、愛情豊かな関わりの中で基本的信頼感を育む。
- ・保護者と共に子どもの24時間を視野に入れた生活リズムづくりや健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境づくりに努める。
- ・子どもの思いや願いを受け止め共感する中で、健やかな自我の芽生えと育ちを支える。
- ・保護者の状況や意向を理解し、保護者と共に子育てをする。
- ・地域の人々や関係機関との連携を密にし地域の子育てを支援する。

保育目標

◎健康な体と豊かな心を育みながら、生きる力の基礎を培う。

3 定員

認可定員は90名とし、0歳から満3歳の誕生日の前日までの乳幼児を対象とする。

4 保育時間

午前7時30分 ～ 午後6時30分

午前8時30分 ～ 午後4時30分 (短時間認定者の利用時間)

午後6時30分 ～ 午後7時 (延長保育) ※月曜日～金曜日

5 クラス編成予定

クラス名	年齢	園児数	保育士数	備考
もも	0歳	9名	3名	
さくら	0歳	9名	3名	
ちゅうりっぷ	1歳	18名	3名	
ひまわり	1歳	18名	3名	
ゆり	2歳	18名	3名	加配保育士1名
ばら	2歳	18名	3名	加配保育士1名
計		90名	18名	

6 職員体制予定

園長 1名

副園長 1名

主任保育士 1名

保育士 26名 (内 病休1名・パート7名)

看護師 1名

地域子育て支援拠点事業対応保育士 2名

一時預かり事業対応保育士 2名

栄養士 1名

調理員 3名

園ヘルパー 2名

(嘱託医 2名)

計 40名

7 年間行事計画

4月	☆入園式 ☆家庭訪問・園児健康診断（内科・歯科）
5月	お弁当の日 ・夏野菜の苗植え
6月	☆保育参加
7月	七夕まつり会・水あそび・☆個人懇談
8月	水あそび
9月	☆親子運動会
10月	お祭りごっこ・園児健康診断（内科・歯科）・ハロウィン
11月	消防署合同避難訓練・入所受付・お弁当の日
12月	クリスマス会
1月	お正月遊び・卒園修了写真撮影・☆個人懇談
2月	豆まき（節分）☆保育参観日
3月	ひなまつりの会・お弁当の日・お買い物ごっこ 新入園児説明会 ☆卒園式

※ 毎月実施： 身体測定・誕生会・避難訓練

※ 毎日実施： 資源回収（毎月第1金曜日が定期収集ですが月～金曜日は随時
保育園の紙ングハウスにて収集しています。）

※ ☆印は保護者の協力をお願いしています。

8 一日の流れ

(0歳児)	(時 間)	(1・2歳児)
開所	7 : 3 0	開所
順次登園		順次登園 (開所 : 土曜日)
好きな遊び	8 : 3 0	好きな遊び
朝の眠り		
	9 : 0 0	おやつ
散歩など	1 0 : 0 0	散歩など
離乳食・ミルク		
	1 1 : 0 0	昼 食
お昼寝	1 2 : 3 0	お昼寝
目覚め	1 4 : 5 0	目覚め
ミルク・おやつ		おやつ
順次降園	1 5 : 3 0	順次降園
*延長保育	1 8 : 3 0	*延長保育
(月曜日～金曜日)		(月曜日～金曜日)
(閉所 : 土曜日)		(閉所 : 土曜日)
閉所	1 9 : 0 0	閉所

9 その他

延長保育事業

- ・保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育に対する需要に対応する為、延長保育事業を実施し、児童福祉の増進を図る。

令和5年度 地域子育て支援拠点事業(一般型)実施計画

1 基本的事項

- ・事業主体 社会福祉法人 伊予三島福祉施設協会 みしま乳児保育園
- ・事業実施 地域子育て支援拠点事業「ひよこ」
- ・事業対象者 地域の子育て家庭（就業前の児童及びその保護者）
- ・開所日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日除く）
- ・時間 午前9時30分から午後4時まで
- ・実施場所 みしま乳児保育園及び関係施設
- ・職員配置 指導保育士1名・担当保育士1名 計2名

2 事業の内容

① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

- ・定期活動を通して親子の仲間作りや子育て情報交換、憩いの場の提供、園の行事への参加
- ・中之庄公民館活動において地域の世代をこえた交流の場の提供、子育て育児のアドバイスや情報交換

② 子育て等に関する相談、援助の実施

- ・来園、電話、訪問による随時相談
- ・保健センターと連携し、子育てに悩みをもつ保護者の情報交換や支援活動

③ 地域の子育て関連情報の提供

- ・「ひよこだより」の発行（毎月）
- ・みしま乳児保育園、市のホームページによる情報公開
- ・訪問
- ・保育幼稚園課、保健センターとの連携
- ・市内の全子育て関連機関との情報交換

④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- ・離乳食講座・育児講座
- ・人形劇・人権教室等の講習
- ・絵本の読み聞かせ・製作等の講習
- ・ベビーマッサージ講習
- ・カット講習・似顔絵講習
- ・ネイル講習

☆ 定期活動

基本事業項目	事業名	活動日・時間	場所	活動内容
子育て親子の交流・相談・情報の提供・講習の実施	ひよこ開放	月～金曜日 9：30～16：00	みしま乳児保育園 「ひよこ」部屋	「ひよこ」の部屋を提供し、自由に遊ぶことができるようにしている。その中で一緒に遊んだり情報を提供したりしている。
	育児相談	月～金曜日 9：30～16：00	みしま乳児保育園 「ひよこ」部屋	発達、発育、食事などの相談に応じ、関係機関と連携し適切な指導・助言を行う。
	サークル活動	火・水曜日 10：00～11：30	みしま乳児保育園 「ひよこ」部屋	自由遊び・おしゃべりタイム 絵本の読み聞かせ・製作活動 歌や手遊びをしている。
	公民館活動	木曜日 10：00～11：30	中之庄公民館 「和室」	自由遊び・手遊び歌・製作・ 絵本の読み聞かせ等 講習会等
		月曜日・金曜日 10：00～11：30	中之庄公民館 「大ホール」	自由遊び・手遊び歌・ふれ合 い遊び・講習会等 運動会（10月） クリスマス会（12月）

3 予 算

別紙予算書のとおり

令和5年度 一時預かり事業（一般型）実施計画

1 基本事項

- ・事業主体 社会福祉法人伊予三島福祉施設協会 みしま乳児保育園
- ・事業実施 一時預かり事業「いちご」
- ・事業対象児童 保育所等に通っていない、又は在籍していない
生後56日以降の0歳児
- ・開所日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
- ・時間 午前9時から午後4時まで
- ・利用料 一人につき一日 1,500円・半日 750円
- ・実施場所 みしま乳児保育園 いちごぐみ
- ・職員配置 担当保育士2名

2 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児について
一時的に預かり、必要な保護を行う

① 定型的保育サービス事業

保護者の就労、就学等により家庭における保育が原則として月15日
を限度として断続的に困難となる乳児の保育

② 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを
得ない事由により緊急一時的に家庭保育が困難となる乳児の保育

③ 私的理由等による保育サービス事業

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由や
その他の事由により一時的に保育が必要となる乳児の保育

事業の実施内容は、原則として保育所に準ずるものとする

3 予算 別紙予算書のとおり

令和5年度 東保育園事業計画

1 基本理念

【子どもがまんなか 笑顔いっぱい保育園】

子育ての主人公は親、「子どもがまんなか」を基本に、子どもたちが心身ともに「すくすく・のびのび」と心豊かに育ち、親も子も大きな夢を抱いて「笑顔いっぱい」に過ごせる保育サービスを展開します。

基本方針

- ・乳幼児期の全面発達を保障し、心豊かでやさしく、意欲に満ちあふれる健康な子どもの育成、保護者のニーズに添った保育を展開すると共に、民生児童委員・地区社協・老人会・近隣の方々との触れ合いを密にし、地域に開かれた保育園づくりに努めます。
- ・一人ひとりを大切にし、きめ細やかで愛情豊かな保育を行います。
- ・子育ての主役である「保護者や家庭の子育ての力の向上」を支援します。
- ・一時預かり事業・延長保育事業を行い、保護者のニーズに応えます。
- ・保育士の自己研鑽、園内外研修を充実させ、保育の質の向上を図り、全職員で子どもの最善の利益に努め、意識統一を図ります。

2 保育理念

◎子ども一人一人を大切にし、子どもの最善の利益を守る。

あそびパワフル！なんでもチャレンジ！愛情いっぱいの毎日楽しい東保育園

保育方針

- ・保育者が一人一人をしっかり受け止め、安心して自分の思いが出せたり、行動ができたりのようにする。
- ・遊びの見通しがもてるような環境の設定や働き掛けをし、「明日も〇〇して遊びたい」、「明日も〇〇さんと遊びたい」という意欲がもてるようにする。
- ・保育者間で子どもの成長発達のとらえ方、環境設定の在り方について話し合い、同じ見方、接し方で保育する。
- ・地域の保育園として、地域の方々との交流を大切にする。

保育目標

◎人間として生きる力の基礎を身に付ける。

- ・周りの大人から愛されているという実感をもち、友達と一緒に意欲をもって主体的に活動する中でいろいろな力、豊かな感性、必要な態度を身に付ける。

◎自分だけが良かったら良いのではなく、みんなで考えを出し合ったり、友達と力を合わせたりして生活や遊びを進める力を育てる。

◎お腹のすくリズムのもてる子・食べたいもの好きなものが増える子・一緒に食べたい人がいる子・食事作り準備に関わる子・食べ物を話題にする子を育てる。

3 定員

認可定員は90名とし、1歳から6歳までの幼児を対象とする。

4 保育時間

午前7時30分～午後6時30分

午前8時30分～午後4時30分（短時間認定者の利用時間）

午前7時～午前7時30分 午後6時30分～午後7時（延長保育）

*月曜日～金曜日

5 クラス編成予定

クラス名	年齢	園児数	保育士数	備考
こりす	1歳	12名	2名	
りす	2歳	18名	3名	
うさぎ	3歳	23名	2名	
きりん	4歳	25名	1名	保育補助1名
ぞう	5歳	25名	1名	保育支援員1名
計		103名	9名	

6 職員体制予定

園長 1名

副園長 1名

主任保育士 1名

保育士 13名（内パート2名）

一時預かり担当保育士 1名

栄養士 2名

調理員 1名

支援員 1名

保育補助 1名

園ヘルパー 2名

（嘱託医 2名）

計 24名

7 年間行事計画

※保育園行事

※☆印は保護者のご協力をお願いしています。

4月	☆入園式 ☆家庭訪問・園児健康診断(内科・歯科)
5月	・こどもの日のお祝い会 ☆親子ピクニック ・じゃがいも掘り
6月	・消防署合同避難訓練 ・さつま芋つるさし
7月	・プール開き ・七夕まつり会 (地域の方とのふれあい交流会)
8月	☆参観日 ・プール納め
9月	・運動会予行練習 ☆クラス懇談会
10月	☆親子運動会 ・園児健康診断(内科・歯科) ・お祭りごっこ ・遠足ごっこ
11月	・さつま芋掘り ・焼き芋大会 ・入所受付 ・交通安全教室 ☆クラス懇談会
12月	☆生活発表会 ・クリスマス会
1月	・お茶会 ☆保育参観日 (講師による講演) ・卒園修了写真撮影
2月	・節分 ・じゃがいも植え ・総合活動 ☆個人懇談 ・幼保小連絡協議会
3月	・ひなまつり会 ・入園説明会 ・お別れ会 ☆卒園式及び修了式

※毎月実施

- ・身体測定
- ・誕生会
- ・避難訓練

※保護者会行事

- ・バザー (6月) ・人形劇 ・資源回収 (年3回)

※地域の行事

- ・町民運動会 (5月) ・子育てフェスタ (5月)
- ・サマーフェスティバル (7月) ・敬老会 (9月) ・就学時健康診断 (11月)
- ・公民館まつり (12月) ・各小学校一日入学 (2月)

8 一日の流れ

(1・2歳児)

7:00	開所 *延長保育(月曜日～金曜日)
7:30	順次登園する(開所:土曜日) 健康観察・持ち物の始末をする・出席ノートにシールを貼る 好きな遊びをする
9:00	あつまりをする(手遊び・歌・絵本等)
9:30	朝のおやつを食べる
10:00	午前の遊びをする(園庭での遊び・砂遊び・探索遊び・室内遊び等)
11:45	食事をする
12:45	お昼寝をする
15:00	おやつを食べる
16:00	リズム遊び等をする 順次降園する
18:30	*延長保育(月曜日～金曜日)(閉所:土曜日)
19:00	閉所

(3・4・5歳児)

7:00	開所*延長保育(月曜日～金曜日)
7:30	順次登園する(開所:土曜日) 健康観察を受ける・持ち物の始末をする・出席ノートにシールを貼る 好きな遊びをする
8:30	当番活動をする(年長児) 午前の遊びをする(戸外活動、集団遊び、製作遊び等)
12:00	食事をする
12:45	お手伝い活動・掃除をする(年長児)
13:00	午後の遊びをする(園庭での遊び・室内遊び等) (3歳児はお昼寝をする)
15:00	おやつを食べる
16:00	リズム遊び等をする 順次降園する
18:30	*延長保育(月曜日～金曜日)(閉所:土曜日)
19:00	閉所

9 その他

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育事業を実施し、児童福祉の増進を図る。

令和5年度 一時預かり事業（一般型）実施計画

1 基本事項

- ・事業主体 社会福祉法人伊予三島福祉施設協会 東保育園
- ・事業実施 一時預かり事業「ひよこ」
- ・事業対象者 保育所に通っていない、又は在籍していない1歳児以上就学前の乳幼児
- ・開所日 毎週月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
- ・時間 午前9時から午後4時まで
- ・利用料 一人につき一日 1,500円
- ・実施場所 東保育園 ひよこぐみ
- ・職員配置 担当保育士1名

2 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保護を行う

① 定型的保育サービス事業

保護者の就労、就学等により家庭における保育が原則として月15日を限度として断続的に困難となる乳幼児の保育

② 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急一時的に家庭保育が困難となる乳幼児の保育

③ 私的理由等による保育サービス事業

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる乳幼児の保育

事業の実施内容は、原則として保育所に準ずるものとする

3 予算 別紙予算書のとおり